

第七十四回帝國議會 人事調停法案委員會會議錄(速記)第十三回

會議

昭和十四年三月八日(水曜日)午後一時三十分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 牧野 賤男君

理事古島 義英君 理事伊藤 五郎君

理事江原 三郎君 理事崎山 嗣朝君

一松 定吉君 齋藤 直橋君

山本 条吉君 庄司 一郎君

山本 芳治君 石坂 繁君

長谷 長次君 中村 高一君

榎尾 辨匡君

三月四日委員田川大吉郎君辭任ニ付其ノ補闕トシテ榎尾辨匡君ヲ議長ニ於テ選定セリ

同月六日委員篠原義政君辭任ニ付其ノ補闕トシテ庄司一郎君ヲ議長ニ於テ選定セリ

三月四日司法保護事業法案(政府提出)

同月七日非訟事件手續法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)ノ審査ヲ本委員ニ付託セラレタリ

出席政府委員左ノ如シ

外務政務次官 清水留三郎君

司法政務次官 倉元 要一君

司法省民事局長 大森 洪太君

司法書記官 森山武市郎君

委員長ノ許可ヲ得テ出席シタル者左ノ如シ

外務事務官 牛場 信彦君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

滿洲國ニ於ケル領事官ノ裁判ノ廢止ニ關スル法律案(政府提出、貴族院送付)

借地借家臨時處理法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

司法保護事業法案(政府提出)

非訟事件手續法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

○牧野委員長 只今ヨリ會議ヲ開キマス、滿洲國ニ於ケル領事官ノ裁判ノ廢止ニ關スル法律案ニ付テ質疑ヲ續行致シマス——中村高一君

○中村委員 外務省ノ政府委員ニ一ツダケ御尋ラシテ置キタイト思フノデアリマスルガ、滿洲國ガ出來マシテカラ、日本トノ間ニ於キマシテ、日滿一體トナツテ滿洲國ガ今日ノヤウニ總テノ體制ヲ整ヘテ進ンデ参リマシタコトハ、吾々ノ甚ダ喜ニ堪ヘナイ所デアリマス、特ニ進ンデ日本ガ治外法權ノ撤廢ヲセラレタコトモ私達洵ニ同感ナノデアリマスルガ、日本ト滿洲國トノ間ニ於キマシテハ、今日完全ニ治外法權ガ撤廢ヲセラレマシテ、殘ツテ居リマシタ殘務ニ付

テモ、今回ノ法律案ニ依ツテ廢止セラレマシテ、完全ニ滿洲國ノ司法權ト云フヤウナモノハ獨立ヲ致シテ參ツタノデアリマスルガ、私共ノ此ノ際御尋致シテ置キタイトノハ、日本トノ關係ハ斯ノ如ク解決セラレタノデアリマスガ、滿洲國ト第三國トノ治外法權ノ問題ハ今日如何様ニナツテ居リマスカ、私共ハ色々ノ文書ニ依リマシテ或點マデハ理解ヲ致シテ居リマスルガ、此ノ際政府當局ノ方ヨリ第三國ト滿洲國トノ治外法權ガ如何ニナツテ居リマスルカ、御説明ヲ願ヒタイト思フノデアリマシテ、特ニ第三國トシテモ滿洲國ト貿易其他ニ於テノ修好關係ヲ未ダ全然締結シテ居ラナイ國ニ付キマシテハ、是ハ又別ニ御説明ヲ承ルコトニ致シマシテ、今日滿洲國トノ間ニ貿易關係或ハ其ノ他ノ修好通商條約ト云フヤウナモノヲ結

付託議案(審査終了ノモノヲ除ク) 滿洲國ニ於ケル領事官ノ裁判ノ廢止ニ關スル法律案(政府提出、貴族院送付) 借地借家臨時處理法中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 司法書士法中改正法律案(鹽川正藏君外一名提出) 司法書士法中改正法律案(中山福藏君外二名提出) 行政書士法案(中山福藏君外二名提出) 公證人法中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 司法保護事業法案(政府提出) 非訟事件手續法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

ンデ居ルモノ、或ハ稍、明確ヲ缺クノデアリ
マスルガ、滿洲國ノ獨立ヲ承認致シテ居ル
ト認メテレル國々、即チ滿洲國ト獨逸トノ
間、更ニ滿洲國ト伊太利トノ間、西班牙ノ
「フランコ」政權トノ間ニ於キマシテモ、亦
滿洲國ヲ承認致シテ居ルト云フヤウナコト
モ聞イテ居ルノデアリマスルガ、此ノ關係、
更ニ中米ノ「サルバドル」共和國、更ニ「ポー
ランド」政府、更ニ瑞典、是等ノ國ハ何等
カノ形ニ於キマシテ滿洲國トノ間ニ修好
條約或ハ承認ノ意思ヲ發表致シテ居ルヤウ
ニ聞イテ居ルノデアリマスルガ、貿易通商
ト云フ方面ニ於キマシテ條約ガ締結ヲセラ
レテ居ルト云フコトガ、直チニ治外法權ヲ
撤廢致シタコトニハナラヌト思フノデアリ
マシテ、ソコニハ中華民國時代以來ノ色々
ノ外交上ノ關係ヲ持ツテ居ル國ナドモアル
ト思ヒマスルノデ、其ノ間ニ付キマシテノ
滿洲國トノ間ハドウナツテ居リマスルカ、
一ツ順次御説明ヲ願ヒタイト思フノデアリ
マス

致シマシタ、治外法權ノ撤廢ハ日本國ト滿
洲國トノ條約ニ依ツテ決定シタモノデアリ
マスカラ、第三國ハ此ノ條約ノ關係ハナイ
ノデアリマス、併シ獨逸ニ於キマシテハ同
様ナ規定ガアリマスシ、伊太利、西班牙、
其ノ他ノ國ニ於キマシテモ或ハ條約ニ於テ
規定シテ居ルノモアリマスルシ、或ハ規定
シテナイノモアリマス併シ大體ニ於テ是等ノ
國ニ於テハ日本ガ治外法權ヲ撤廢致シマシ
タノデ、新シイ條約ニ於テハ治外法權撤廢ノ
規定ヲ作ツテ居ルノデアリマス、條約ヲ結ン
デ居ラザル國ニ於キマシテモ、治外法權撤廢
同様ノコトヲ行ツテ居リマス、唯問題ニナ
リマスノハ、滿洲國ヲ承認シテ居ラザル關
係ノ國デアリマス、滿洲國ト致シマシテハ、
滿洲國ヲ承認シテ居ラナイ國ハ滿洲國ニ對
シテ治外法權ヲ主張スル權限ガナイト解釋
シテ居ルノデアリマス、國際法ノ概念ト致
シマシテモ、治外法權ト云フモノハ新國家
ガ成立シタ場合ニ於キマシテ、特別ノ約束ガ
ナケレバ舊國家ノ義務ヲ其ノ儘繼承スルト
云フ解釋ハ持ツテ居ラナイノデアリマス、併
シ實際ニ問題ト致シマスルト申々機微ナ關
係ガアルノデアリマス、其ノ取扱ハ日本人
ト第三國人ト同様ノ取扱方針デ今日滿洲國
ハ參ツテ居ルノデアリマス、治外法權ノ撤

廢ニ付キマシテハ二回ニ互ツテ實行セラレ
タノデアリマス、第一回ハ昭和十一年六月、
專ラ課稅權ノ撤廢ヲ爲シタノデアリマス、
日本人ガ課稅ニ服スル其ノ範圍内ニ於テ第
三國人ニモ課稅シタノデアリマシテ、日本
人ト同ジ待遇ヲ受クルト云フ建前デアリマ
シタカラ、別ニ第三國人ノモ反對致シマセ
ス、今日ハ圓滿ニ行ハレテ居ルノデアリマ
ス、第二回ハ昭和十二年ノ十一月ノ條約ニ
依リマシテ、所謂此ノ裁判權ノ撤廢ヲ行ツ
タノデアリマス、此ノ問題ニ付キマシテモ
今マデ何等ノ故障ノ起ツタト云フコトハ聞
カナイノデアリマス、尙ホ條文其ノ他ノ問
題ニ付キマシテハ説明員ヨリ更ニ御説明ヲ
申上ゲマス

○午場説明員 獨逸ト滿洲國トノ間ニハ千
九百三十八年ノ五月十二日付デ修好通商條
約ガ出來テ居リマス、獨逸ハ元々支那デ治
外法權ヲ持ツテ居リマセヌカラ、此ノ條約
ニ於キマシテモ其ノ點ハ問題ニナツテ居リ
マセヌ、サウシテ獨逸人ハ全ク今日日本人同
様ニ滿洲國ニ於テ治外法權ヲ持ツテ居ナイ
譯デアリマス、又伊太利ト滿洲國トノ間ニ
ハ同ジ年ノ七月五日ニヤハリ修好通商航海
條約ガ出來テ居リマス、サウシテ此ノ條約
ニ於キマシテ伊太利ハ通商及ビ航海ニ關ス
ル事項、租稅及ビ課金ノ徵收竝ニ財産ニ關ス
ル事項等ニ付キマシテ、滿洲國ノ法令ニ從
フコトヲ約シテ居ル譯デアリマス、現在實
際問題ト致シマシテハ、伊太利人ハ滿洲國
ニ於テ日本人ト同ジヤウニ稅金ヲ納メテ居
ル譯デアリマス、刑事事件ハマダ今マデノ
所問題ニナツタコトハゴザイマセヌ、ソレ
カラ「ポーランド」トノ間ニ於キマシテハ、滿
洲國「ポーランド」間ニヤハリ千九百三十八
年十月十九日付ヲ以チマシテ公文ヲ交換致
シマシテ、是ハ正式ノ承認ト云フ譯デハゴ
ザリマセヌガ、領事館ノ法律上ノ地位ノ正
常化問題ニ關スル交換公文ト云フモノヲ致
シマシテ、領事館ノ關係竝ニ通商關係ニ付
キマシテオ互ニ協定シタノデゴザイマスガ、
「ポーランド」國ハ元來支那ニ於テ治外法權
ヲ持ツテ居リマセヌノデ、當然滿洲國ニ對
シテ治外法權ヲ持ツテ居ラヌノデアリマス、
ソレカラ「フランコ」政權、洪牙利竝ニ「サ
ルバドル」トノ間ニ於キマシテハ、マダ何
等サウ云フヤウナ取決メハ致シテ居リマセ
ヌ、唯承認シタト云フ通告ダケヲシテ居ル
譯デアリマス、併シナガラ實際ノ取扱ト致
シマシテハ、只今政務次官ガ仰シヤイマシ
タ通り、滿洲國トシテハ治外法權ハナイモ
ト云フ建前デヤツテ居ル譯デアリマス

○中村委員 滿洲國ノ外務當局ノ發表致シ

マシタ聲明書ナドヲ見マス、何回目ニ出

タ聲明書カ分リマセヌガ、從來滿洲國ト日

本トノ間ニ於キマシテノ治外法權ガ撤廢セ

ラレル前ノ聲明ト思ヒマスガ、從來中華民

國ニ對シテ治外法權ヲ持ツテ居ツタ國々ニ

對シテハ、恩惠的ニ治外法權ヲ認メテ來タ

ノデアリケレドモ、今後ハ日本トノ間ニ

治外法權ガ撤廢サレバ、今後ハ認メナイ

ノダト云フヤウナ意味ノ聲明ガ出テ居ルノ

デアリマスルガ、アノ聲明ニ基イテ日本ト

ノ間ノ關係ガ解決前ハ恩惠的ニ認メラレテ

居ツタガ、日本トノ關係ガハツキリシテカ

ラ後ハ、一切治外法權ヲ認メナイノダト云

フ風ニ解釋ヲシテ宜シイノデゴザイマセウ

カ

○清水政府委員 中村君ノ言ハレル通りデ

アリマス

○牧野委員長 是ニテ通告ヲ受ケタル質問

ハ終了致シマシタ、質問ハ全部終了致シタ

ト決定シテ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○牧野委員長 是ニテ質問ヲ終了致シマシ

タ、ソレデハ本案ニ付テノ討論ニ入りマス

○伊藤委員 私ハ立憲民政黨ヲ代表致シマ

シテ滿洲國ニ於ケル領事官ノ裁判ノ廢止ニ

關スル法律案ノ原案ニ賛成ヲ致スモノデア

リマス

○江原委員 私ハ政友會ヲ代表シマシテ原

案ニ賛成ヲ致シマス

○中村委員 社會大衆黨ヲ代表致シマシテ、

本案ニ對シテ洵ニ結構ナコトダト思ヒマシ

テ、賛成ノ意思ヲ表明致シマス

○牧野委員長 外ニ討論ハゴザイマセヌカ、

念ノ爲採決致シマス、本案ニ賛成ノ諸君ハ

起立ヲ願ヒマス

〔總員起立〕

○牧野委員長 起立總員、本案ハ可決決定

致シマシタ

○牧野委員長 次ニ借地借家臨時處理法中

改正法律案ニ付テ審議ヲ續行致シマス、此

ノ法案モ略、前會ニ於テ質疑ガ終了致シテ居

ルノデアリマスガ、別ニ御質疑ガナケレバ

討論ニ入りタイト思ヒマス、御異議アリマ

セヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○牧野委員長 御異議ナシト認メマス、本

案ニ付テ討論ノアル方ハ御討論ヲ願ヒマス

○伊藤委員 私ハ民政黨ヲ代表致シマシテ

借地借家臨時處理法中改正法律案ニ賛成ノ

意ヲ表シマス

○江原委員 私ハ政友會ヲ代表致シマシテ

原案ニ賛成致シマス

○中村委員 私ハ社會大衆黨ヲ代表致シマ

シテ本案ニ對シマシテハ假設建築物ノ除去

期限ノ延長ヲセラレテ居ルノデアリマスル

カラ、ソレ等ニ關スル法律ガ延長セラレル

ト云フコトモ已ムヲ得ナイコトデアルト云

フ意味ニ於テ賛成ノ意思ヲ表明致シマス

○牧野委員長 是ニテ討論ハ終結致シマシ

タ、採決ヲ致シマス、本案ニ賛成ノ諸君ハ

起立

〔總員起立〕

○牧野委員長 起立總員、本案ハ原案ニ決

定致シマシタ

○牧野委員長 次ニ司法保護專業法案ニ付

テ政府委員ノ御説明ヲ願ヒマス

○倉元政府委員 司法保護專業法案提出ノ

理由ニ付キマシテハ、本會議ニ於テ其ノ概

要ヲ申述ベタノデアリマスガ、尙ホ少シク

補足的ニ御説明申上ゲタイト存ジマス

最近ニ於ケル犯罪現象ヲ見マスルニ、再

犯ハ遞増ノ情勢ヲ示シテ居ルノデアリマシ

テ、之ヲ長期戦下ニ於ケル犯罪ノ推移ト併

セ考慮致シマスル時ハ、急速ニ是ガ防遏ニ

關スル對策ヲ確立シ、以テ銃後ニ於ケル人

的資源ノ確保ト治安ノ維持トニ資スルノ要

切ナルモノガアリマス、御承知ノ如ク刑政

ニ於ケル檢察、裁判所及ビ行刑ハ、何レモ

再犯防遏ニ關係ヲ有スルモノデアリマス

ガ、特ニ司法保護ノ機能ハ再犯防遏ニ直接

重要ナル關係ヲ有スルモノデアリマス、然

ルニ我國ニ於ケル司法保護ノ機構ヲ見マス

ルニ、國家機關トシテハ、保護觀察所、少

年審判所及ビ少年院ノ三者ガアルノミ

デアリマス、保護觀察所ハ全國ニ設置

セラレ、思想犯ノ保護指導ニ相當ノ成績

ヲ擧ゲテ居ルノデアリマスガ、少年保護

ノ任ニ當ル少年審判所及ビ少年院ハ僅ニ四

ヶ所ニ設置サレテ居ルニ止マリ、少年保護

ノ完壁ヲ期スル上ニ遺憾ノ點ガ少クナイノ

デアリマス、然ルニ一般犯罪者ノ保護ニ付

テハ毎年ノ要保護者數十万人ニ達スルニ拘

ラズ、之ニ關スル國家的施設ナキ爲、之ニ

對スル保護ハ主トシテ民間ニ於ケル保護事

業經營者ノ手ニ依ツテ爲サレツツアルノ實

情デアリマシテ、其ノ負擔極メテ過重デア

リ、勢ヒ一般犯罪者ノ再犯率モ大ナルヲ免

レマセヌ、隨テ關係方面ヨリ屢、一般犯罪者

保護ノ制度化ガ要望セラレ、議員提出ニ係

ル司法保護法案モ第六十四議會以來三回ニ

互ツテ衆議院ニ於テ可決サレテ居ルヤウナ

次第デアリマス、司法省ト致シマシテモ、

一般保護觀察法ヲ制定シ、且ツ少年法ノ保

護ノ完壁ヲ期スル上ニ遺憾ノ點ガ少クナイノ

デアリマス、然ルニ一般犯罪者ノ保護ニ付

テハ毎年ノ要保護者數十万人ニ達スルニ拘

ラズ、之ニ關スル國家的施設ナキ爲、之ニ

對スル保護ハ主トシテ民間ニ於ケル保護事

業經營者ノ手ニ依ツテ爲サレツツアルノ實

情デアリマシテ、其ノ負擔極メテ過重デア

リ、勢ヒ一般犯罪者ノ再犯率モ大ナルヲ免

レマセヌ、隨テ關係方面ヨリ屢、一般犯罪者

保護ノ制度化ガ要望セラレ、議員提出ニ係

ル司法保護法案モ第六十四議會以來三回ニ

互ツテ衆議院ニ於テ可決サレテ居ルヤウナ

次第デアリマス、司法省ト致シマシテモ、

一般保護觀察法ヲ制定シ、且ツ少年法ノ保

護ノ完壁ヲ期スル上ニ遺憾ノ點ガ少クナイノ

デアリマス、然ルニ一般犯罪者ノ保護ニ付

テハ毎年ノ要保護者數十万人ニ達スルニ拘

ラズ、之ニ關スル國家的施設ナキ爲、之ニ

對スル保護ハ主トシテ民間ニ於ケル保護事

業經營者ノ手ニ依ツテ爲サレツツアルノ實

情デアリマシテ、其ノ負擔極メテ過重デア

リ、勢ヒ一般犯罪者ノ再犯率モ大ナルヲ免

レマセヌ、隨テ關係方面ヨリ屢、一般犯罪者

保護ノ制度化ガ要望セラレ、議員提出ニ係

ル司法保護法案モ第六十四議會以來三回ニ

互ツテ衆議院ニ於テ可決サレテ居ルヤウナ

護處分ノ全國普遍化ヲ圖リ、以テ再犯防遏
施設ノ整備ヲ圖リタイト考ヘテ居リマスガ、
國家財政ノ現狀ニ鑑ミマシテ、取敢ヘズ民間
ニ於ケル司法保護事業ノ整備擴充ヲ圖ルベ
ク、本法案ヲ提出スルニ至リマシタ次第デア
リマス、即チ本法案ノ目的ト致シマス所ハ、
刑政ノ目的ノ達成ニ必要ナル司法保護ノ充
實ヲ圖リマスル爲ニ、民間ノ司法保護事業
ヲ助成、監督指導シテ、其ノ機能ヲ伸張セ
シメマスルト共ニ、司法保護委員制度ノ實
施ニ依ツテ、更ニ之ヲ補強シヨウトスルモ
ノデアリマス

司法保護事業ニ對シマシテハ、從來政府
ニ於キマシテモ、其ノ重要性ニ鑑ミマシテ
之ヲ助長スルコトニ付キ考慮シ、成績優良
ナルモノニ對シテハ、特ハ獎勵金ヲ交付シ
テ是ガ發達ヲ圖ツテ來タノデアリマスガ、
之ガ助成監督ノ途ハ未ダ制度トシテ確立セ
ラルルニ至ラナカツタノデアリマス、仍テ
本法案ニ於キマシテハ、事業ノ範圍内容ヲ
明示シ、之ニ對シ政府ハ獎勵金ヲ交付シ得
ルコトト爲シ又地方税ノ免除ニ關スル規定
ヲ設ケテ、助成ノ方法ヲ法制上確立スルコ
トニ致シタイノデアリマス
指導監督ノ方法ト致シマシテハ、特ニ其
ノ設立ニ付キ認可制ヲ採リ、監督上必要ア

ル場合ニ於テハ事業ニ關スル報告ヲ徴シ、
實況ヲ調査シ、又事業ノ經營ニ關シ指示ヲ
爲シ得ルコトト致シ、又往々弊害ヲ伴ヒ易
イ寄附金募集ニ關シテハ、許可制ヲ厲行ス
ルコトトシ、必要ナル罰則ヲモ規定致シタ
ノデアリマス、尙ホ此ノ指導監督ニ付キ協
力セシムベキ機關トシテ、司法保護事業委
員會ヲ設置スルコトニ致シマシタ
斯ノ如キ助成及ビ指導監督ノ方途ニ依リ
マシテ、民間ニ於ケル司法保護事業ノ機構
ノ整備ト、其ノ機能ノ充實トヲ期待セント
スルモノデアリマスガ、併シナガラ司法保
護ノ對象トセラルベキ者ノ數ハ極メテ多數
デアリマシテ、民間ノ保護事業經營者ノミ
ヲ以テシテハ、其ノ全部ニ對スル保護ヲ盡
シ得ナイ實情ニアリマスルノミナラズ、是
等多數ノ要保護者ノ中ニハ、其ノ性行、境
遇等ニ照シ、民間ノ司法保護事業經營者ト
異ナル所ノ民間有識者ノ輔導援護ニ依ツ
テ、之ヲ更生セシメルコトヲ適當トスル者
モ多數存スルノデアリマス、仍テ本法案ニ
於キマシテハ、新ニ司法保護委員制度ヲ創
設シ、民間ノ適當ナル者ニ司法保護委員ヲ
囑託シテ保護活動ヲ爲サシムルコトトシ、
民間ノ司法保護事業ノ擴充強化ト相俟ツテ、
保護ノ機能ヲ助長スルコトト致シタノデア

リマス
尙ホ詳細ナコトハ御質問ニ應ジマシテ、
政府委員カラ説明致サセマスガ、何卒十分
ニ御審査下サレ、此ノ法案ノ通過ニ御盡力
アラント切望致シマス
○牧野委員長 御諮ヲ致シマス、只今ノ政
府委員ノ御説明ニ付テ、尙ホ法案ヲ調査致
シテ、質問等ハ次會ヨリ續行致シタイト思
ヒマス、御異議アリマセスカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ
○牧野委員長 然ラバ是ハ次會ヨリ續行致
スコトニ致シマス
○牧野委員長 次ニ非訟事件手續法中改正
法律案、之ニ付テ政府委員ノ御説明ヲ求メ
マス
○倉元政府委員 非訟事件手續法中改正法
律案ニ付テ提案ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、
本改正ノ趣旨ニ付キマシテハ、本會議ノ際
ニ簡單ニ其ノ概要ヲ申述ベタノデアリマス
ルガ、去ル第七十三回帝國議會ニ於テ御協
贊ヲ經マシタ商法中改正法律、商法中改正
法律施行法及ビ有限會社法ノ三法律ハ、既
ニ昨年四月中ソレト公布セラレマシテ、
當局ニ於キマシテハ目下著々ト其ノ施行ノ
準備ヲ進メテ居ル次第デアリマス、御承知
ノ如ク今回ノ商法改正ハ、商法總則編及ビ

會社編ニ付テデアリマスルガ、會社殊ニ株
式會社ノ制度ニ對シマシテハ、根本的ノ改正
ガ加ヘラレマシテ、之ヲ現行法ト比較致シ
マスルト、殆下其ノ面目ヲ一新致シタノデ
アリマス、而シテ此ノ改正商法ノ一ツノ特
色ハ、裁判所ノ關與スベキ事項ガ著シク増
加シタ點デアリマシテ、其ノ大部分ハ非訟
事件トシテ處理セラレルノデアリマスル
ガ、殊ニ株式會社ノ整理及ビ特別清算ノ如
キハ、全然新設ノ制度デアリマシテ、是等
ノ手續ハ總テ裁判所ノ監督ノ下ニ行ハレル
コトト相成ツテ居ルノデアリマス、又有限
會社法ハ商法ニ規定スル四種類ノ會社ノ外
ニ、有限會社ナル新シイ會社形態ヲ認メタ
モノデアリマシテ、之ニ關スル種々ノ手續
規定及ビ其ノ登記ニ關スル規定ヲ新設スル
必要ガアルノデアリマス
本案ハ右ノ趣旨ヲ以テ、商法ノ改正及ビ
有限會社法ノ制定ニ伴ヒ、非訟事件手續法中
ニ必要缺クベカラザル規定ヲ新設シ、之
ニ關聯シテ舊規定ヲ改メマスルト共ニ、過
料ノ裁判等ニ付二三ノ改正ヲ附加シタモノ
デアリマシテ、其ノ改正ノ主ナル點ヲ擧ゲ
マス、一、株式會社ノ整理ニ關スル手續
規定四十餘箇條ヲ、新設致シマシタコト、
二、會社ノ清算ニ關スル手續規定ヲ整備シ

會社編ニ付テデアリマスルガ、會社殊ニ株
式會社ノ制度ニ對シマシテハ、根本的ノ改正
ガ加ヘラレマシテ、之ヲ現行法ト比較致シ
マスルト、殆下其ノ面目ヲ一新致シタノデ
アリマス、而シテ此ノ改正商法ノ一ツノ特
色ハ、裁判所ノ關與スベキ事項ガ著シク増
加シタ點デアリマシテ、其ノ大部分ハ非訟
事件トシテ處理セラレルノデアリマスル
ガ、殊ニ株式會社ノ整理及ビ特別清算ノ如
キハ、全然新設ノ制度デアリマシテ、是等
ノ手續ハ總テ裁判所ノ監督ノ下ニ行ハレル
コトト相成ツテ居ルノデアリマス、又有限
會社法ハ商法ニ規定スル四種類ノ會社ノ外
ニ、有限會社ナル新シイ會社形態ヲ認メタ
モノデアリマシテ、之ニ關スル種々ノ手續
規定及ビ其ノ登記ニ關スル規定ヲ新設スル
必要ガアルノデアリマス
本案ハ右ノ趣旨ヲ以テ、商法ノ改正及ビ
有限會社法ノ制定ニ伴ヒ、非訟事件手續法中
ニ必要缺クベカラザル規定ヲ新設シ、之
ニ關聯シテ舊規定ヲ改メマスルト共ニ、過
料ノ裁判等ニ付二三ノ改正ヲ附加シタモノ
デアリマシテ、其ノ改正ノ主ナル點ヲ擧ゲ
マス、一、株式會社ノ整理ニ關スル手續
規定四十餘箇條ヲ、新設致シマシタコト、
二、會社ノ清算ニ關スル手續規定ヲ整備シ

新規ノ條文十數箇條ヲ加ヘマシタコト、三
社債及ビ社債權者集會ニ關スル手續規定約
十箇條ヲ新設致シマシタコト、四、其ノ他
改正商法ニ於テ新ニ認メラレマシタ非訟事
件ニ付キ其ノ必要ナル手續ヲ定メマシタコ
ト、五、産業登記ニ付キマシテハ有限會社
ノ登記ニ關スル規定十箇條ヲ新設致シマシ
タ外、會社繼續ノ登記、職務代行者ノ登記、
株式又ハ社債ノ轉換ニ因ル登記等ニ關スル新
シイ規定ヲ加ヘマシタコト、六、過料事件
ノ管轄ニ關スル規定ヲ改メ、廣ク一般ノ過
料事件ニモ當然適用サレルヤウニ致シマシ
タコト、七、過料ノ裁判ニ付キ略式ノ手續
ヲ認メマシタコト等デアリマス

尙ホ詳細ノ事ハ御質問ニ應ジ政府委員ヨ
リ御説明申上ゲサセマスルガ、何卒十分ニ
御審査下サレ、此ノ法案ノ通過ニ御盡力ア
ランコトヲ切望致ス次第デアリマス

○牧野委員長 御諮リ致シマス、非訟事件
手續法中改正法律案ハ頗ル浩瀚ニ互ツテ居
リマス、仍テ此ノ法案ニ付テモ質問ハ次ノ
機會ニ致シタイト思ヒマス、御異議アリマ
セヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○牧野委員長 ソレデハ左様ニ致シマス

○一松委員 一寸議事進行ニ關シマシテ希

望ダケヲ委員長ニ申上ゲテ置キタイト思ヒ
マス、委員長ノ熱心ナル審議御整理ノ結果
著々本委員會ニ付託セラレマシタ法案ガ委
員會ヲ通過致シマスルコトハ、私共委員ト致
シマシテ洵ニ感激ニ堪ヘナイコトデアリマ
スガ、唯私ノ少シク遺憾ニ思ヒマスル點
ハ、議員提出ノ法律案ガ全ク膠著致シテ居
ルヤウナ狀況ニアリマスノデ、ドウカ會期
モ剩ス所僅ニナツタノデアリマスルカラ、
政府御提出ノ法案ト竝行致シマシテ、成ベ
ク議員提出ノ法律案ニモ一層審議ノ御進捗
ヲ圖ラレンコトヲ特ニ御願ヲシテ置キマス

○牧野委員長 一松君ノ御希望ニ付キマシ
テハ諒承致シマシタ、就キマシテハ成ベク
次會ヨリ竝行致シタイト考ヘマス

○椎尾委員 資料一寸、司法保護ノ方デ
此處ニ出マシタモノヲ私マダ見テ居リマセ
ヌガ、ハツキリシテ居ラヌヤウデアリマス
カラ、從來私設ノ司法保護專業ノ團體ノ各
地ノ分布及ビ其ノ年額ノ經費ノ大體ニ付テ
ノ資料ヲ戴キタイ

○倉元政府委員 御要求ノ資料ニ付キマシ
テハ、調査ノ上直チニ提出致スコトニ致シ
マス

○牧野委員長 本日ハ是ニテ散會致シマス、
次會ハ十日午後一時ヨリ開會致シマス、
午後二時十分散會

昭和十四年三月八日印刷

昭和十四年三月九日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局